

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成15年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から同年10月1日まで
② 平成15年10月1日から16年9月1日まで

申立期間①について、国の記録では厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間は既に有限会社Aに勤務しており、給料支給明細書（以下「給与明細書」という。）から厚生年金保険料が控除されている。また、申立期間②については、標準報酬月額が32万円と記録されているが、給与明細書からは34万円に見合った保険料が控除されている。両申立期間について第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書、雇用保険被保険者証及び当時の事業主の証言により、申立人は、有限会社Aに勤務

し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、当該事業所は、履歴事項全部証明書により、法人事業所として平成15年7月28日に成立していることが確認できる上、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の届出が1か月遅れたために、当該保険料を申立人から預かりながら、社会保険事務所（当時）に納付していなかった可能性があることと証言していることから、当該事業所は申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付していなかった可能性があることと証言している上、申立期間において当該事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書から判断して、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7522

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年3月から10年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から10年12月1日まで

A株式会社の代表取締役社長として勤務していたが、国の記録によれば、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりかなり低い額で記録されている。申立期間当時に給与が振り込まれていた銀行の通帳写しを提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成9年3月から10年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった11年1月9日より後の同年3月31日付けで、59万円から10万4,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社が加入していたB基金は、申立人の申立期間に係る標準給与は59万円であると回答している。

さらに、A株式会社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は平成11年1月*日付けでC地方裁判所において破産宣告を受けていることが確認できることから、当該破産宣告を受けた同日以降の同社における社会保険の事務手続を含む一切の権限は破産管財人に属すると考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年3月から10年11月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7523（栃木厚生年金事案 138 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和17年8月10日に、資格喪失日に係る記録を18年1月12日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年8月10日から18年1月12日まで

申立期間にA株式会社B製作所に勤務していたことは、私が保管している国民労務手帳で確認できるはずであるが、前回、年金記録確認C地方第三者委員会（当時）で年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。今回、新たに同僚の氏名を思い出したので再申立てをする。再度調査の上、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が保管している国民労務手帳により、A株式会社B製作所に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いことから、既に年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づいて、平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに申立人の同級生であり、同じ仕事に従事していた同僚の氏名を思い出し、「当該同僚と同じく正社員として当該事業所に勤務していたのに、自分の記録だけ無いのは納得がいかないの、申立期間に被保険者であったことを認めてほ

しい。」と主張しているところ、当該同僚は、当該事業所の健康保険労働者年金被保険者名簿により、昭和 17 年 2 月 1 日から 20 年 8 月 28 日まで被保険者記録を有していることが確認できる。

また、同名簿により、当該同僚に係る申立期間における標準報酬月額が 30 円（標準報酬等級 3 級）であることが確認できるところ、当該国民労務手帳からは、申立人の給料は日額 1 円 5 銭であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該同僚の記録等から、30 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 17 年 8 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 7524

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

私は、昭和28年12月にD株式会社B工場（昭和47年6月1日に厚生年金保険適用事業所名称をA株式会社B工場に変更）に勤務し、会社の都合で勤め先の工場は変わったりしたが退職する平成7年11月まで継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びE組合が発行した健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及び関連会社のF株式会社G工場（後にH株式会社。現在は、C株式会社）に継続して勤務し（A株式会社B工場からF株式会社G工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、H株式会社は、申立人と同日に異動した元同僚について、F株式会社G工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7525

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和49年8月31日から同年9月2日まで

私は、昭和34年4月にD株式会社B工場（昭和47年6月1日に厚生年金保険適用事業所名称をA株式会社B工場に変更）に勤務し、会社の都合で工場は変わったりしたが、退職する平成15年8月まで継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びE組合が発行した健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及び関連会社のF株式会社G工場（後にH株式会社。現在は、C株式会社）に継続して勤務し（A株式会社B工場からF株式会社G工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、H株式会社は、申立人と同日に異動した元同僚について、A株式会社B工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7526

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月13日から37年9月30日まで

私が勤務したA株式会社に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として受給したことになっているが、厚生年金保険の書類は、退職した時に会社の担当者が後々使う大切なものだからと失業保険の書類と共に渡してくれたもので、脱退手当金などを受給するはずがないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和39年2月13日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年2月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 43 年 11 月 1 日まで
年金事務所の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録について、同社を退職後の昭和 45 年 6 月 5 日に、脱退手当金を受給したことになっているが、その記憶は無い。
調査の上、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に記録されているB株式会社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされず、未請求となっている。

また、申立人は、B株式会社は卒業後初めて就職した会社であり、申立人の親戚が同社の所長を務めていたなど、忘れることのできない会社であったとしており、当時社会保険に加入していたことを明確に記憶していることも踏まえると、申立人が同社について脱退手当金の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、いずれも申立人の生年月日は「昭和 15 年*月*日」と誤って記載されており、仮に申立人自身が申立期間に係る脱退手当金の裁定請求を行ったのであれば、自身の生年月日を誤って請求するとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年7か月後の昭和 45 年 6 月 5 日に支給決定が行

われたこととなっている上、申立事業所を資格喪失し脱退手当金の受給権がある女性の被保険者 20 人について健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 3 人と少なく、当時の同僚 9 人は退職時に脱退手当金の説明を受けたことがないと回答していることから、事業所が退職者に対して脱退手当金の説明を行った上で代理請求をしていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①から⑦までは年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間⑧は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の31万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は60万円、申立期間②は33万1,000円、申立期間③は46万9,000円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は36万9,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は30万円、申立期間⑧は68万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑧の訂正前の標準賞与額（31万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月8日
② 平成17年5月16日
③ 平成17年7月11日
④ 平成18年12月18日
⑤ 平成19年6月11日
⑥ 平成19年7月17日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月28日

年金記録を確認したところ、申立期間①から⑦までの期間に株式会社Aから支払われた賞与の記録が欠落していることがわかった。また、申立期間⑧については、同じ月に2回賞与が支払われたが、そのうち1回分しか記録されていない。

賞与支払明細書を提出するので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた賞与支払明細書及び事業主が提出した平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は60万円、申立期間②は33万1,000円、申立期間③は46万9,000円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は36万9,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は30万円、申立期間⑧は68万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料(申立期間⑧については訂正前の標準賞与額(31万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年8月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成4年3月1日から5年8月1日までの標準報酬月額が、同年9月1日に、遡って引き下げられているのはおかしい。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初 32万円と記録されていたところ、平成5年9月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に3人の同僚についても遡って標準報酬月額の減額訂正が確認できる。

しかしながら、申立人が所持していた給与明細書から、申立期間について当該減額訂正処理に該当するような給与額の変動は確認できず、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が行われていることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時は経営不振で、保険料を滞納しており、社会保険事務所に何度も相談に行った記憶がある。申立人は権限のない経理担当の事務員であり、当該減額訂正には関与していない。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年9月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、申立人について4年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を平成13年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年4月1日まで

私は、A有限会社に平成13年1月16日からアルバイトで入社、同年1月21日から同年7月20日まで見習期間、同年7月21日から23年6月20日まで正社員、同年6月21日から24年6月20日までアルバイトを経て、同年6月20日付けで退職した。平成13年1月分の給料から雇用保険、申立期間の同年3月分の給料から健康保険及び厚生年金保険の保険料が差し引かれているが、申立期間の年金記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA有限会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA有限会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、当該事業所から

提出された賃金台帳において確認できる申立人の報酬月額から 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和63年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月16日から同年11月1日まで

申立期間は、A株式会社B工場からA株式会社本社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和63年10月16日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和63年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日
社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、43万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日
社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、43万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7538

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、44万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日
社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、44万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、48万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、48万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、46万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

社団法人Aにおいて、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の申立期間に係る取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、46万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年3月30日から同年4月1日まで

申立期間当時には事業所の名称が変更になっただけで、就業場所も業務内容も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA株式会社から関連会社のB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和60年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月2日から同年8月1日まで

C大学及びA病院に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間はA病院に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された申立人の人事記録により、申立人が申立てに係るグループに継続して勤務し（昭和60年6月2日にC大学からA病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和60年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月30日から同年5月1日まで
申立期間はC株式会社本社から同社D営業所に転勤し、継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がC株式会社（適用事業所名は、A株式会社）に継続して勤務し（昭和42年5月1日に同社から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和42年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき

保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 21 日から 3 年 1 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 2 年 12 月 21 日から 3 年 1 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

A 株式会社には 2 年 12 月末まで勤務していた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に平成 2 年 12 月末まで勤務していたとして、申立てをしている。

しかしながら、A 株式会社から提出された厚生年金保険の加入員情報（人事記録）及び B 連合会から提出された加入記録によると、申立人の資格喪失日はいずれも平成 2 年 12 月 21 日であり、オンライン記録と一致している。

また、事業主は、上記加入員情報から、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと回答しているほか、「申立期間当時は、給与の締め日が毎月 20 日であり、同日付けで退職とする取扱いが多かったことから、申立人も給与の締め日に合わせて退職となったのではないか。」と供述している。

さらに、申立人と同じ職場だったとする同僚二人は、いずれも申立人がいつまで A 株式会社に勤務していたかについては不明としているほか、当該同僚のうち、一人は、当時の状況について、「退社する者の多くが 20 日頃からは出勤していなかったため、給与の 20 日締めに合わせて退社日とする取扱いはあったかもしれない。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のA株式会社における離職日は平成2年12月20日であり、オンライン記録と合致している。

また、オンライン記録で確認することができた平成元年から10年までにA株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している69人のうち、54人が、申立人と同様に、21日付けで被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

平成 22 年 6 月時点の日本年金機構からの被保険者記録回答票ではC町D組合における厚生年金保険被保険者期間が昭和 58 年 8 月 1 日から 61 年 6 月 1 日までと記載されていたにもかかわらず、24 年 11 月時点の回答票では 59 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までと短く記載されていることについて納得がいかない。調査の上、当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人がC町D組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A組合が保管する組合員資格新規取得届及び組合員資格異動等処理済通知書等によると、申立人の資格取得日が昭和 59 年 4 月 1 日である上、C町D組合の解散により業務を継承している、E組合は、「申立人の勤務期間を確認できる人事記録や申立期間に係る掛金を給与から控除していたことを確認できる関連資料を保管していない。」と回答している。

また、申立人及びC町D組合の元職員は、「同組合では採用された当初は正規職員とはならず、非正規職員となる取扱いがあった。」と回答しているほか、E組合は、「非正規職員は正規職員になるまでは組合員資格を取得せず、健康保険にのみ加入していた可能性がある。」としていることから、当時、同組合においては職員を採用時からA組合に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A組合が保管する組合員資格喪失届及び組合員

資格異動等処理済通知書等によると、申立人の資格喪失日が昭和 61 年 5 月 1 日である上、雇用保険の記録によると、申立人の C 町 D 組合における離職日は同年 4 月 30 日であり、上記資格喪失届等の記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における A 組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が A 組合員として申立期間に係る掛金を B 団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、日本年金機構からの被保険者記録回答票における C 町 D 組合の厚生年金保険被保険者期間について、当初、昭和 58 年 8 月 1 日から 61 年 6 月 1 日までと記載されていたものが、平成 24 年 11 月時点の回答票で昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までと期間が短く訂正されていることに納得がいかないとして申立てをしている。

一方、申立人に係る C 町 D 組合の健康保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者期間は昭和 58 年 8 月 1 日から 61 年 6 月 1 日までと記載されており厚生年金保険の被保険者記号番号（*）が記載されているが、当該記号番号は 58 年 8 月 19 日に二重線で取り消された形跡があるほか、厚生年金保険記号番号払出簿によると、当該記号番号の備考欄に「F のため取消」の記載がある。

さらに、E 組合は、「申立期間当時、C 町 D 組合は健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」としており、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 34 年 1 月に同組合が A 組合に編入され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるほか、同組合が保管している申立人の組合員資格新規取得届、同資格喪失届及び組合員資格異動等処理済通知書等により、申立人の同組合における被保険者期間が 59 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までであることが確認できる。

これらのことから、申立人に係る被保険者記録回答票については、当初、申立人に係る健康保険被保険者原票をもとに誤って収録した政府管掌健康保険の記録が記載されていたが、A 組合が保管する組合員資格新規取得届及び同資格喪失届等に基づき正しく訂正された年金記録が平成 24 年 11 月時点の回答票で記載されたものと考えられる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 31 日から 56 年 4 月 1 日まで
昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月末まで A 株式会社に勤務したが、年金記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が、A 株式会社の経理及び社会保険を担当していたと記憶している元常務取締役は、申立人の勤務実態については不明としているほか、「申立期間当時は従業員希望により厚生年金に加入しない者がいた。」と供述しているところ、オンライン記録により、自身が同社に勤務していたとする期間の一部は国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人が、A 株式会社で工事部長をしていたと記憶している同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間については不明としているほか、オンライン記録により、自身が同社に勤務していたとする期間の一部は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、上述の元常務取締役は、当時の従業員数は 45 人から 55 人ほどだったとしているものの、オンライン記録によると、申立期間に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者記録がある者は最大で 30 人であることから、申立期間当時、同社の従業員であっても厚生年金保険に加入しない者がいたことがうかがえる。

加えて、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 6 人に照会し

たところ、2人から回答があったが、いずれも申立人の勤務実態については不明としている。

また、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間のうち、昭和55年12月15日から56年9月30日までの期間については、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の加入記録があることが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（奈良）厚生年金 事案 7535（埼玉厚生年金事案 2122、4509 及び 6130
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月15日から32年8月20日まで
② 昭和36年9月26日から39年3月31日まで

私がA事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、納得ができないので、年金記録確認の申立てを3回行ったが、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

B年金事務所で渡された当時の健康保険厚生年金被保険者名簿等（以下「被保険者名簿等」という。）を提出するので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①及び②の2回にわたり脱退手当金が支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難いこと、申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、申立人は同一事業所に二度勤務しながら、厚生年金保険被保険者記号番号が、それぞれ別であるのは、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には申立期間①に係る脱退手当金が支給された記録が残されており、脱退手当金の支給金額及び支給決定日もオンライン記録と一致するとともに、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理には

不自然さはいかたがえないうこと等から、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年12月4日付け、22年11月4日付け及び23年9月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公平な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

申立人は、新たな事情として被保険者名簿等の資料を提出しているが、当該資料は既に第1回申立時に提出されて審議検討済みであり、同委員会としての判断を変更すべき新たな資料には当たらない。

また、申立人は脱退手当金を受け取っていないとして、「脱退手当金が支給された当時は、父親が家族の金銭的なものを全て管理し、私は厚生年金保険等に関わることは無かった。」と主張しているが、申立人の女性家族2人においても、申立期間②の脱退手当金支給の前後数ヶ月の時期に脱退手当金を受給していることが確認できることから、申立人がこの時期に脱退手当金を受給することには不自然さは認められない。

本事案では、これまでの判断の理由のとおり、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月
勤務していた株式会社Aから、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市から提出された申立人に係る平成 19 年度（18 年分）市民税・県民税課税証明書に記載された社会保険料控除の金額は、申立人のオンライン記録により算出した平成 18 年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額に基づく社会保険料額と同年 4 月、同年 7 月及び同年 12 月の標準賞与額に基づく社会保険料額との合算額におおむね一致している。

また、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 12 月 8 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 12 月 18 日から 19 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 19 年 5 月 1 日から 20 年 4 月頃まで

昭和 17 年 12 月に A 株式会社 B 支店に入社し、19 年 4 月まで同社に勤務し、同年 5 月から 20 年 4 月に入営するまで同社 C 支店に勤務したが、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 株式会社 B 支店に入社した同僚から提出された資料及び供述から判断すると、申立人は、申立期間①に A 株式会社 B 支店に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立期間①及び②は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の適用期間であり、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められているところ、申立人の同僚の供述及び申立人が保管する申立期間当時の写真に「A 事務員」との記載が確認できることから、申立人は、労働者年金保険法の対象となる労働者に該当しなかったものと推認できる。

また、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に、申立人の氏名は確認できない上、申立人と同時期に当該事業所に入社した同職種の 3 人についても、昭和 17 年 12 月に労働者年金の被保険者資格を取得していないことがオンライン記録により確認でき

る。

さらに、申立期間③については、A株式会社C支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険番号は連番であり欠番も無い上、当該被保険者名簿に記載された連絡先の確認できる同僚は全て亡くなっていることから、申立人の申立期間に関する供述を得ることはできない。

加えて、A株式会社によれば、申立人の在籍記録は保管されておらず、申立期間当時の雇用形態や厚生年金保険の加入状況については不明であるとし、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。